

西脇市内で自主的活動をされているみなさんへ！

# 自主的な人権活動に対する補助金のお知らせ

西脇市人権教育協議会

西脇市人権教育協議会では、人権文化の創造に努め、人権課題の解決に向けた活動を行っている自主団体に対する補助制度を行っています。市内で自主的な活動をされているみなさん、この補助金を活用して、より一層充実した活動を行いませんか！

## ★ 補助金額について

1 団体につき 5 万円を上限とします。

## ★ 応募できる団体について

次のすべての項目を満たす自主活動団体が対象です。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学している 5 人以上を含む会員で組織された団体
- (2) 市内を主たる活動の場としている団体
- (3) 人権文化の創造に努め、人権課題の解決に向けた活動を行っている団体
- (4) 継続的な活動が期待できる団体

## ★ 補助金の申請について

補助金の申請を希望する団体は、自主団体補助金申請書に必要事項を記入の上、西脇市人権教育協議会事務局まで提出ください。

## ★ 補助金の交付について

応募の団体数が予算の範囲を超えた場合は、提出いただいた申請書をもとに、西脇市人権教育協議会で審査を行います。

交付が決定した団体には、必要な書類を提出いただいた後、補助金を交付します。

## ★ 実績報告について

補助金の交付を受けた団体は、事業報告書の提出をお願いします。

募集期間 平成 28 年 5 月 24 日（火）～7 月 26 日（火）まで

※申請団体が 2 団体に満たない場合は募集期間を延長する場合があります。

問い合わせ先 : 西脇市人権教育協議会 事務局 (西脇市教育委員会人権教育室)  
TEL 0795-22-3111 (内線 524・538)